平成二十七年度における」に、「〇・九」を「〇・六」に改め、同号三中「一三六、八九六、〇〇〇円」を「四、二五九、〇〇〇円」に改め、同号四の表中「三、八七二、〇〇〇円」を「四、二五九、〇〇〇円」に、「二、〇四七、〇〇〇円」を「二、二五二、〇〇〇円」に、「一、六三七、〇〇〇円」を「一、八〇一、〇〇〇円」に改め、同号五中「一、〇六八、〇〇〇円」を「一、一七五、〇〇〇円」に改め、同項第一号の表第十六号算式の符号中「1,555円」を「1,565円」に改め、同表第十九号中「国庫負担金」の下に「又は社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍事業に限る。）」を加え、同表第二十一号算式中「158,000円」を「156,000円」に改め、同表第二十三号算式中「185,065円」を「196,243円」に改め、同表第二十六号中「第二欄第六号」を「第八欄第二号」に、「四六、五〇〇円」を「四一、九〇〇円」に改め、「乗じて得た額」の下に「及び特例病床の数に一九、一〇〇円を乗じて得た額の合算額」を加え、同号算式中「133,000円」を「140,000円」に改め、同表第三十二号算式中「8,270,000円」を「8,340,000円」に改め、同表第四十号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に「〇・四六」を「〇・四七」に改め、同表第四十一号二中「三分の一」を「〇・三」に改め、同表第四十九号六中「ただし、平成二十六年度の」を「ただし、平成二十七年度の」に、「十三・五パーセント」を「十三・一パーセント」に、「又は平成二十六年度」を「又は平成二十七年度」に、「二百・七パーセント」を「百八十七・〇パーセント」に改め、同表第五十一号中「当該助成の額（同一公的病院等に対して二以上の都道府県又は市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に〇・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額のいずれか少ない額を当該地方団体の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）」に改め、同号一の表中「一、二六五、〇〇〇円」を「一、三九二、〇〇〇円」に改め、同号三中「一三六、八九六、〇〇〇円」を「一五〇、五八六、〇〇〇円」に改め、同号四の表以外の部分中「次表」を「次の表」に改め、同号四の表中「三、八七二、〇〇〇円」を「四、二五九、〇〇〇円」に、「三、〇九八、〇〇〇円」を「三、四〇八、〇〇〇円」に、「二、〇四七、〇〇〇円」を「二、二五二、〇〇〇円」に、「一、六三七、〇〇〇円」を「一、八〇一、〇〇〇円」に改め、同号五中「一、〇六八、〇〇〇円」を「一、一七五、〇〇〇円」に改め、同項第一号の表第五十六号二算式の符号中「交付額」を「年度における交付額」に改め、同表第六十五号中「地域密着型企業」を「当該年度の四月一日から九月三十日までの間において地域密着型企業」に改め、同号の次に次の三号を加える。

六十六　ホストタウンとしての取組に要する経費があること。	平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るホストタウンとして登録された都道府県による交流計画の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
六十七　語学指導等を行う外国青年招致事業に要する経費があること。	語学指導等を行う外国青年招致事業により招致した外国青年を雇用する私立学校に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
六十八　保育士修学資金貸付等事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費がある場合にあつては〇・九以上であること。	保育士修学資金貸付等事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

第二条第一項第二号ホ算式中「100円」を「102円」に、「54円＋」を「60円＋」に、「16,237円」を「16,641円」に、「54円に」を「60円に」に改める。

第三条第一項第二号の表第五号中「〇・〇七四」を「〇・〇七三」に改め、同表第六号算式の符号中「1,637円」を「1,647円」に改め、同表第十四号から第十九号までの規定中「第十五号」を「第十二号」に改め、同表第二十二号中「第二十三号」を「第二十号」に改める。

第三条第一項第三号イ中「第十二号から第十四号まで」を「第十二号、第十四号」に、「第四十六号、第五十号から第五十三号まで、第五十七号及び第六十号」を「第四十五号、第五十一号、第五十六号及び第五十九号」に改め、「第十一号」の下に「、第十三号」を加え、「及び第六十九号」を「、第四十九号、第五十号、第五十二号及び第六十八号」に改め、同号イの表第一号算式の符号中「109円44銭」を「110円50銭」に、「1,146円13銭」を「1,148円59銭」に改め、同表第二号の表を次のように改める。

区分		額	
組合実施市町村（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合を組織し、救急業務を実施している市町村を以下この表において「組合実施市町村」という。）			
消防庁並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）が高速道路等（高速道路株式会社が高速道路の新設、改良、維持、修繕その他の管理を行うために消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条第一項に規定する救急隊一隊を設置するものと認めた市町村（以下「新設市町村」という。）で、当該年度に高速道路株式会社から当該道路の一部の支弁を受ける市町村（以下「新設市町村」という。）以外の市町村	高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	四一、四〇〇、〇〇〇円	二七、六〇〇、〇〇〇円
	高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	五、一七〇、〇〇〇円	二〇、七〇〇、〇〇〇円
当該市町村の区域内のすべてにおいて高速道路等の高速道路株式会社が高速道路等の救急業務を行つている市町村（以下「自主救急応援市町村」という。）			
組合実施市町村			
その他の市町村	新隊設置市町村	高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	当該一部事務組合又は広域連合の数が二である場合にあつては〇・八以上であつて〇・九以下であること、三である場合にあつては〇・六以上であつて〇・八以下であること、四である場合にあつては〇・五以上であつて〇・七以下であること、五である場合にあつては〇・四以上であつて〇・六以下であること。
		その他の市町村	